

## 受動喫煙対策に関する調査

日頃から、市政の推進にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

本市では、平成32年東京オリンピック・パラリンピック開催を機に、疾病対策、健康増進の観点から受動喫煙対策を一層推進していきたいと考えております。

たばこの煙には数多くの発がん物質や有害物質が含まれており、たばこを吸う人だけでなく、周囲のたばこを吸わない人の健康にも影響を与えることから受動喫煙対策を進めることは大変重要な課題となっています。

そこで、今後の受動喫煙対策に反映させるため、皆様方からのご意見をいただくこととしました。調査の趣旨をご理解いただき、ご協力いただきますようお願いいたします。

平成30年3月

豊橋市長 佐原 光一

今回の調査は項目にある考え方に関するご意見をうかがうものです。お答えいただく内容は両面で全10項目です。回答は、選択肢の中であてはまるもの1つに○をつけていただき、ご意見は項目毎の回答欄にご記入ください。

性 別	男 性		女 性		現在の喫煙の有無	有	無
年 齢	20歳未満	40～49歳	70歳以上				
	20～29歳	50～59歳					
	30～39歳	60～69歳					

	項目（考え方）	回答・ご意見
1	<b>目 的</b> 受動喫煙による健康影響を未然に防止し、市民の健康の確保を目的として考えています。 目的の考え方は適切だと思いますか。	【ご意見】 1 適切 2 不適切 3 どちらでもない 4 わからない
2	<b>方向性</b> 豊橋では、受動喫煙による健康影響を防止するという疾病予防の観点から、これまで行ってきた禁煙・防煙の取組みを一步進めて、多数の人が利用する公共的施設の受動喫煙防止の強化を目指し、条例策定の検討をしています。 方向性の考え方は適切だと思いますか。	【ご意見】 1 適切 2 不適切 3 どちらでもない 4 わからない
3	<b>用語の定義</b> 受動喫煙： 他人のたばこの煙を吸わされること。 敷地内禁煙： 屋外も含め、敷地内全域を禁煙とすること。 屋内禁煙： 屋内を禁煙とすること。 原則屋内禁煙： 建物内は禁煙とし、一定要件を満たした喫煙専用室※を設置することができる。 公共的施設： 不特定又は多数の人が出入りすることができる室内又はこれに準ずる環境を有する施設。 ※ 一定要件を満たした喫煙専用室とは、煙が外部に流出することを防ぐための措置を講じるなど、独立した喫煙室のことです。 言葉の定義について適切だと思いますか。	【ご意見】 1 適切 2 不適切 3 どちらでもない 4 わからない

関係機関に求めること、それぞれの役割として取り組んでいただきたいことを考えています。

	項目（考え方）	回答・ご意見
4	<b>市民の方の取組みとして以下の内容は適切だと思いますか。</b> （豊橋市民のみでなく、豊橋市に訪れるすべての方も含んでいます） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受動喫煙による健康影響に関する理解を深めます。</li> <li>・ 受動喫煙を他人にさせないように努めます。</li> <li>・ 市が実施する受動喫煙防止に関する措置又は施策に協力します。</li> </ul>	【ご意見】 1 適切 2 不適切 3 どちらでもない 4 わからない
5	<b>保護者の方の取組みとして以下の内容は適切だと思いますか。</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 未成年者に受動喫煙による健康影響が及ぶことを未然に防止するよう努めます。</li> </ul>	【ご意見】 1 適切 2 不適切 3 どちらでもない 4 わからない
6	<b>事業者・施設管理者の方の取組みとして以下の内容は適切だと思いますか。</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受動喫煙による健康影響を未然に防止するための環境整備に取り組めます。</li> </ul>	【ご意見】 1 適切 2 不適切 3 どちらでもない 4 わからない

